

「准福祉心理士」資格申請手続き細則

第1条 福祉心理士資格認定制度規則第7条に基づき資格認定を受けるものは、審査料を添えて、審査書類を「福祉心理士」資格認定委員会（以下、資格認定委員会）に提出しなければならない。

第2条 資格認定委員会は、申請者が提出した申請書類を「准福祉心理士」資格認定細則に基づき審査を行う。

第3条 資格認定委員会は、資格認定の結果をまとめ、委員長はその結果を日本福祉心理学会理事長に報告する。又、申請者にもその結果を通知する。

第4条 日本福祉心理学会理事長は、合格者で認定料を収めたものを准福祉心理士として認定する。

第5条 審査料は10,000円、認定料は10,000円とする。

第6条 「准福祉心理士」の認定を受けたものは、認定証の交付を受けてから5年ごとに、資格更新のための審査を受けなければならない。資格更新の手続きについては、別に定める。

第7条 本細則の改正は、日本福祉心理学会理事会の承認を得るものとする。

付 則 本細則は平成28年3月1日より実施する。